

## 若年者等正規雇用化特別奨励金 (平成23年度末までの時限措置)

### 若年者等正規雇用化特別奨励金とは

「年長フリーターおよび30代後半の不安定就労者」または「採用内定を取り消されて就職先が未定の学生等」を平成23年度末までに正規雇用した事業主が、その後も引き続き、正規雇用している場合、一定期間ごとに奨励金を支給します。

対象者  
1人につき **中小企業は100万円、大企業は50万円**

雇用形態と対象者は、以下のとおりです。

※トライアル雇用活用型及び有期実習型訓練終了者雇用型については、トライアル雇用及び有期実習型訓練を平成23年度末までに開始しても、正規雇用として期間の定めのない雇用開始日が平成24年4月1日以降の場合、支給対象となりませんので留意ください。

#### トライアル雇用活用型

ハローワークの紹介によりトライアル雇用として雇い入れ、トライアル雇用終了後、引き続き、同一事業所で正規雇用する場合

- ・トライアル雇用開始日前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった人
- ・トライアル雇用の対象者とする者
- ・トライアル雇用開始日の満年齢が40歳未満の人

#### 直接雇用型

ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークの紹介により正規雇用する場合

- ・雇い入れ日現在の満年齢が、25歳以上40歳未満の人
- ・雇い入れ日前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった者、その他、職業経験、技能、知識等の状況から、奨励金の活用が適当であると安定所長が認める人

#### 有期実習型訓練 修了者雇用型

有期実習型訓練修了者〈注1〉を正規雇用する場合  
(ただし、すでに雇用している対象短時間等労働者〈注2〉に対して実施した有期実習型訓練の場合、実施事業所において正規雇用に転換したときは、奨励金の対象となりません) ※〈注1・2〉は裏面参照

- ・有期実習型訓練修了後の雇い入れ日(有期実習型訓練を受けさせていた事業主が、その訓練生を正規雇用した場合は、訓練開始日)現在の満年齢が、25歳以上40歳未満の人

#### 内定取り消し雇用型

ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークの紹介により、採用内定を取り消されて就職先が未定の新規学校卒業者を正規雇用する場合

- ・雇い入れ日現在の満年齢が、40歳未満の人



## 奨励金の支給額

奨励金は、3回に分けて以下の時期に支給されます。

- 第1期 250,000円（中小企業事業主は500,000円）  
正規雇用開始日から**6カ月経過後**、1カ月以内に申請
- 第2期 125,000円（中小企業事業主は250,000円）  
正規雇用開始日から**1年6カ月経過後**、1カ月以内に申請
- 第3期 125,000円（中小企業事業主は250,000円）  
正規雇用開始日から**2年6カ月経過後**、1カ月以内に申請

## 中小企業事業主とは

中小企業事業主とは、以下の事業主です。

小売業（飲食店を含む）	「常時雇用する従業員数 50人以下」または「資本または出資の額が5千万円以下」
サービス業	「常時雇用する従業員数 100人以下」または「資本または出資の額が5千万円以下」
卸売業	「常時雇用する従業員数 100人以下」または「資本または出資の額が1億円以下」
その他の業種	「常時雇用する従業員数 300人以下」または「資本または出資の額が3億円以下」

## 正規雇用する場合とは

「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く）として雇用する場合」を指します。

## 支給対象事業主となる要件

- ① 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- ② 雇入れ対象者を6か月以上継続的に正規雇用する事業主であること。
- ③ 雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から労働局長に対する支給申請日までの間に、事業所で雇用する被保険者を事業主の都合により解雇等をしていないこと。
- ④ 雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から労働局長に対する支給申請日までの間に、特定受給資格者となる離職理由で離職した者が3人を超えず、かつ、雇用を開始した日における被保険者数の6%に相当する数を超えていないこと
- ⑤ ハローワークから対象者の紹介を受ける前に、その対象者を雇用することを約していないこと

### <注1>

「有期実習型訓練修了者」とは、ジョブ・カードを活用した有期実習型訓練の全課程を修了した人をいいます。

### <注2>

「対象短時間等労働者」とは、次のイまたはロのいずれかに該当する人をいいます。

イ：期間の定めのない労働契約を締結していて、1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用されている通常の労働者に比べて短く、かつ、30時間未満の人

ロ：期間の定めのある労働契約を締結している人

奨励金の支給には、この他にも要件がありますので、詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。